

No.	条例における位置づけ		施策名	概要	対象							特化施策	担当所属
					全般	死亡 (遺族)	障がい ・重傷病	子育て ・教育	ひとり 親等	DV			
1	第13条 相談及び情報の提供等		犯罪被害者等支援総合窓口	相談者の状況に応じた各種支援制度の案内や、関係機関・団体に関する情報を提供。	○						◎	市民生活課安心・安全推進室	
2	第13条 相談及び情報の提供等	第23条 民間支援団体に対する支援	自助グループ活動の支援	交通事故被害者等の自助グループ活動を支援。年6回開催 業務委託先：(公社)にいがた被害者支援センター	○						◎	市民生活課安心・安全推進室	
3	第13条 相談及び情報の提供等		一般相談	離婚・相続等の相談	○							広聴相談課市民相談室	
4	第13条 相談及び情報の提供等		専門相談	弁護士・司法書士・公証人・行政書士等への相談	○							広聴相談課市民相談室	
5	第13条 相談及び情報の提供等		児童虐待の相談	児童虐待の通告や相談				○				健康福祉課, 児童相談所	
6	第13条 相談及び情報の提供等		子どもに関する相談	児童の様々な相談への専門的対応, 里親に関する相談・支援				○				児童相談所	
7	第13条 相談及び情報の提供等		DV相談	配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力被害についての相談 ※配偶者暴力相談支援センター						○		男女共同参画課	
8	第13条 相談及び情報の提供等		女性相談	夫婦や家族間の問題や配偶者などからの暴力被害についての相談	○					○		健康福祉課	
9	第13条 相談及び情報の提供等		福祉に関する総合的な相談	高齢者福祉, 児童福祉, 障がい福祉に関する相談, 生活保護, 生活困窮者支援	○							健康福祉課	
10	第13条 相談及び情報の提供等	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	こころの健康に関する相談	こころの健康に関する相談(土・日・祝祭日・年末年始を除く) 電話相談: 月~金 専用 025-232-5560 午前8時30分~午後5時00分 来所相談: 月~金 予約制 精神保健福祉士等による相談 午前9時00分~午後4時30分 メール相談: 相談専用フォームにて受付(24時間受付可、返信は平日のみ)	○							こころの健康センター	
11	第13条 相談及び情報の提供等		消費生活相談	悪質商法や振り込め詐欺等を含む、消費生活全般の相談	○							市民生活課消費生活センター	
12	第13条 相談及び情報の提供等		被害者支援相談	被害者の状況に応じた相談制度の案内(スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー, 教育相談センター等)				○				学校支援課	
13	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	障害基礎年金	65歳までに一定の障がいの状態になったときに支給。 また、20歳前から障がいのある人にも、一定の障がいの状態であれば20歳になったときから支給。			○					保険年金課	
14	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられなかった障がいのある方に、福祉的措置として給付金を支給。支給は請求の翌月から。			○					保険年金課	
15	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復		身体障がい者手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳	障がい者手帳を所持している方へ障がい福祉サービスや援助を提供。			○					障がい福祉課	
16	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	特別障がい者手当	20歳以上で、重度の障がい[身体・知的・精神]により、日常生活を送るうえで常時特別の介護を必要とする在宅の方へ支給(所得制限あり)。			○					障がい福祉課	
17	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	障がい児福祉手当	児童に対して、その障がいによって生じる特別の負担を軽減するために支給。			○	○				障がい福祉課	
18	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	特別児童扶養手当	心身の重度または中度の障がい(身体, 知的, 精神)のある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給。			○	○				障がい福祉課	
19	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	自立支援医療費支給制度(育成医療)	18歳未満の児童が、指定されている医療機関で手術等により障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の一部を公費負担。			○	○				こども家庭課	
20	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	自立支援医療費支給制度(更生医療)	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けている方が、指定されている医療機関で手術等により障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の一部を公費負担。			○					障がい福祉課	
21	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	自立支援医療費支給制度(精神通院医療)	精神疾患の外来通院にかかる医療費の自己負担を軽減。			○					障がい福祉課	
22	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第17条 居住の安定	犯罪被害者等助成金	犯罪被害に伴いかかる費用を助成する。 カウンセリング費用15万円まで, 転居費用20万円まで		○	○				◎	市民生活課安心・安全推進室	

No.	条例における位置づけ	施策名	概要	全般	死亡 (遺族)	障がい ・重傷病	子育て ・教育	ひとり 親等	DV	特化施策	担当所属	
23	第15条 日常生活の支援及び配慮		一時保育（一時預かり）	病気やケガ、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった小学校就学前までの乳幼児について、保育施設で一時預かりを実施。			○				保育課	
24	第15条 日常生活の支援及び配慮		子育て短期支援（ショートステイ）事業	保護者が入院などで一時的にお子さんの養育ができないとき、市が委託契約をしている施設でお子さんを預かる。（2か月～3歳未満、宿泊を伴う場合に限る）			○				こども政策課	
25	第15条 日常生活の支援及び配慮		ひとり親家庭等に対する日常生活支援	ひとり親家庭の父または母及び寡婦が一時的に介護・保育・家事手伝いなどを必要とする場合に家庭生活支援員を派遣。※事前に登録が必要 【登録申請先】各区健康福祉課 【派遣申込先】新潟市母子福祉連合会 025-243-4380			○	○			こども家庭課	
26	第16条 安全の確保	第17条 居住の安定	母子生活支援施設	生活上のさまざまな問題により子どもを十分養育できない母子家庭が入所する施設。就労指導・生活指導等を通じて、母子の自立のための支援を行う。			○	○	○		こども家庭課	
27	第16条 安全の確保		住民基本台帳事務における支援措置	DV及びストーカー行為等の被害者であり、住民基本台帳事務における支援措置を希望するときは、窓口へ支援を申し出て、必要性があると認められた場合、加害者からの所在確認を目的とした、住民票・戸籍の附票の請求を制限する。 (提出書類「住民基本台帳事務における支援措置申出書」) その他必要に応じて関係部署に対し、情報漏洩防止を目的とした、情報共有を行う。					○		市民生活課	
28	第16条 安全の確保		税の諸証明の発行制限	配偶者からの暴力やストーカーによる被害者は、税の諸証明（所得証明など）の発行制限を申請できる。					○		市民税課	
29	第16条 安全の確保		国民年金の居所の登録	配偶者からの暴力やストーカーによる被害者は、基礎年金番号を変更したり、居所として管理してもらうなどの対応を依頼することができる。 窓口：年金事務所 (※DV被害者の居所等の登録手続きは年金事務所になり、市役所区役所では行わない)					○		保険年金課	
30	第17条 居住の安定		市営住宅の抽選倍率優遇	被害を被った日から起算して5年を経過していない犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった方及び同居の家族について、市営住宅入居の抽選における、当選確率を2倍とする。 また、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を理由に、婦人保護施設・母子生活支援施設に入所している、もしくは退所した日から5年を経過していない方や裁判所の保護命令を受けてから5年を経過していない方は、当選確率を3倍とする。	○				○	◎	住環境政策課	
31	第17条 居住の安定		居住に関する支援	新潟県では地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理者、居住支援を行う団体などから「新潟県居住支援協議会」を設置し、新潟市も加入している。同協議会において、住宅の確保に特に配慮が必要な方の民間賃貸住宅への円滑な入居を推進するため、物件を探し当てるのが困難な場合に関係団体の協力を得て、物件探しを支援。 窓口：新潟県居住支援協議会事務局 所在地：新潟市中央区信濃町3-10（信濃土地株式会社内） 電話番号：025-211-8665	○						住環境政策課	
32	第18条 雇用の安定		生活困窮者への支援	失業・病気・人間関係など様々な理由で困りごとを抱え、経済的に困窮している方に対して、ご本人の状況に応じた支援を行う。生活保護のような現金給付ではなく、自立に向けた人的な支援が中心。相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 窓口：新潟市パーソナル・サポート・センター 所在地：新潟市中央区新光町6-2 勤労福祉会館1階 電話：025-385-6851 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分（月曜から金曜、祝日・年末年始除く）	○							福祉総務課保護室
33	第18条 雇用の安定		高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母が、看護師など、安定した収入が期待できる資格を修得する場合には、その期間の生活費を援助する給付金を支給。			○	○			こども家庭課	
34	第18条 雇用の安定		自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母が、就労に効果的な資格習得のため国が指定する講座等を受講する場合には、その経費の一部を支給。			○	○			こども家庭課	
35	第18条 雇用の安定		母子家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭の父または母の就業・自立を促進するため専門の相談員を配置し、就職相談や養育費の相談などを実施。 新潟県母子寡婦福祉連合会【新潟ユニゾンプラザ内】電話025-281-5587			○	○			こども家庭課	
36	第18条 雇用の安定		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭の父または母の経済的自立のため就労相談を行うとともに、就労に効果的な教育訓練経費の補助や、安定した収入が期待できる資格の習得期間の生活援助を行う。			○	○			こども家庭課	
37	第19条 経済的負担の軽減		国民健康保険料の障がい者減免	国民健康保険加入世帯で障がい者手帳の交付を受けている場合、申請により状況に応じて保険料を減免。		○					保険年金課	
38	第19条 経済的負担の軽減		こども医療費助成	0歳～高校3年生の子どもが病気やけがをしたときの入院・通院の医療費の一部を助成。出生届および転入届の際に手続き。			○				こども家庭課	

No.	条例における位置づけ	施策名	概要	全般	死亡 (遺族)	障がい ・重傷病	子育て ・教育	ひとり 親等	DV	特化施策	担当所属
39	第19条 経済的負担の軽減		ひとり親家庭等医療費助成				○	○			こども家庭課
40	第19条 経済的負担の軽減		児童手当				○				こども家庭課
41	第19条 経済的負担の軽減		児童扶養手当					○			こども家庭課
42	第19条 経済的負担の軽減		国民健康保険料の寡婦・ひとり親減免					○			保険年金課
43	第19条 経済的負担の軽減		保育料減免				○				保育課
44	第19条 経済的負担の軽減		母子父子寡婦福祉資金の貸付				○	○			こども家庭課
45	第19条 経済的負担の軽減		遺族基礎年金		○		○	○			保険年金課
46	第19条 経済的負担の軽減		寡婦年金		○			○			保険年金課
47	第19条 経済的負担の軽減		死亡一時金		○						保険年金課
48	第19条 経済的負担の軽減		葬祭費		○						保険年金課
49	第19条 経済的負担の軽減	第18条 雇用の安定	生活保護	○							福祉総務課保護室
50	第19条 経済的負担の軽減		犯罪被害者等見舞金		○	○				◎	市民生活課安心・安全推進室
51	第19条 経済的負担の軽減		犯罪被害者等貸付金		○	○				◎	市民生活課安心・安全推進室
52	第19条 経済的負担の軽減		新潟県交通災害共済	○	○	○					市民生活課安心・安全推進室
53	第19条 経済的負担の軽減		交通遺児等激励事業		○	○	○	○			市民生活課安心・安全推進室
54	第19条 経済的負担の軽減		要・準要保護児童生徒援助費				○				学務課
55	第19条 経済的負担の軽減		新潟市奨学金				○				学務課
56	第19条 経済的負担の軽減		入学準備金貸付				○				学務課
57	第20条 市民等の理解の増進	第21条 教育活動の推進	犯罪被害者等支援パネル展	○						◎	市民生活課安心・安全推進室
58	第22条 人材の育成		犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議	○						◎	市民生活課安心・安全推進室